

特集 改正民法(相続法)施行直前整理

①これだけは知っておこう 7月施行の改正10項目



河野・川村・曾我法律事務所

弁護士 川村 英二 曾我 幸男 北川 恵子 古澤 陽介

本特集は、二〇一九年七月一日に施行される改正民法(相続法)につき一〇項目のポイントに分けて、解説していくものです。なお本文中の条文表記は、本年七月施行のものを「改正法」または「改正相続法」、現在の民法を「現行法」とします。

遺産分割前における貯金の仮払い制度が創設される

被相続人が有していた貯金は遺産分割の対象に含まれ、遺産分割までの間は相続人全員の同意がなければ各相続人による単独での払戻しはできないとされていますので(最決平成二八・一二・一九民集七〇巻八号二二二頁)、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済等の資金需要がある場合でも、相続人全員の同意が得られなければ払戻しができないという不都合が生じていました。そこで、遺産分割における相続人間の公平性を図りつつ、各相続人の資金需

押さえておきたい10項目

- 1 遺産分割前における貯金の仮払い制度が創設される
- 2 特別受益の持戻し免除の意思表示が推定される
- 3 遺産分割前に処分した財産が遺産分割の対象に
- 4 法定相続分を超える部分は対抗要件が必要に
- 5 遺言執行を妨害する行為は無効に
- 6 相続債務の承継に関する規律が明文化される
- 7 遺言執行者がいても債権者による権利行使は可能
- 8 相続人以外の貢献を「特別の寄与料」として請求できる制度の新設
- 9 遺留分算定の方法が見直される
- 10 「遺留分減殺請求権」が「遺留分侵害額請求権」に変更される

要にも対応できるようにするため、二つの仮払い制度が創設されています。

改正相続法の経過措置では、原則として、施行日前に開始した相続(施行日前に亡くなった方の相続)については、改正前の法律を適用することとされていますが、遺産分割前に貯金の払戻しを認める方策については、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に貯金債権が行使されるときにも適用されま

すので、施行日以後のJAの窓口では今回創設された仮払い制度に基づいて相続人による単独での払戻し請求がなされる場面が想定されます。

(1) 家庭裁判所の判断を経ないで貯金の払戻しを認める方策
各相続人は、遺産に属する貯金のうち、口座ごとに次の【計算式】で求められる額までについては、他の相続人の同意がなくとも単独で払戻しをすることができます。ただし、同一の金

融機関に対する権利行使は、一五〇万円が限度とされています。また、払戻可能な貯金の割合および額については、個々の貯金ごとに判断されます。

【計算式】

単独で払戻しをすることができない額 ÷ 相続開始時の貯金の額 × 三分の一 × 当該払戻しを求め相続人の法定相続分

(2) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

貯金の仮分割の仮処分については、家事事件手続法の保全処分の要件が緩和され、家庭裁判所は、遺産分割の調停または審判の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する貯金債権を行使する必要があると認めるときは、他の相続人の利益を害しない限り、申立てにより、遺産に属する特定の貯金の全部または一部を仮に取得させることができるとされています。

特別受益の持戻し免除の意思表示が推定される

現在の法律では、被相続人が生前、相続人のうちの誰かに財産を遺贈、贈与していたときは、当該相続人が遺産の先渡しを受けていた（特別受益を得ていた）ものとして、その財産を遺産の価額に加えた（持戻した）うえで、遺産の総額に各相続人の相続分を乗じて、それぞれの相続人の相続分を算出します。生前に贈与等を受けていた相続人は、先渡しを受けていた財産の価額を差し引いて、遺産分割における各相続人の取得額を計算することとされています。

この点、被相続人が予めその贈与等について、当該贈与等の対象となる財産の価額を遺産の価額に含めない旨の意思を示していた場合（持戻しの免除の意思表示をしていた場合）には、前記のような遺産の価額に贈与等された財産の価額を加えた計

算をすることは不要とされています。この場合には、贈与等を受けた相続人は最終的により多くの財産を相続できるようになっています。

今回の改正では、結婚して二〇年以上の夫婦の一方が、他方に対して、居住用の自宅建物や敷地を遺贈または贈与したときは、予め、この持戻しの免除の意思表示がなくても、そうした意思表示がなされたものと推定されることとなりました。これは、そうした贈与等が、一般的に、夫婦間における相手の長年の貢献への感謝、将来の生活保障の趣旨でなされたものと考えることができるとによります。

このことにより、今後、長年連れ添った夫婦間で生前に居住用不動産が贈与等された場合、遺産分割において、当該贈与等による特別受益としての相続分の計算のやり直しをされることなく、夫婦間で、残された夫婦の一方へ居住用不動産を残すことが容易になりました。

遺産分割前に処分した財産が遺産分割の対象に

複数の相続人がいる場合、相続財産は、まず、これら相続人（共同相続人）の共有となり、その後、遺産分割の手続きによって各相続人に個別に財産が帰属することになります。この遺産分割がなされる前に、遺産の一部が勝手に処分されてしまった場合、相続人間で遺産の分割がどのように処理されるのかについては、これまで明文の規定はなく、実際上は、遺産分割協議がなされる時点で実際に存在する財産を基準にして遺産分割を行わざるを得ないことも多かつたといえます。

この点、今回の改正では、相続が発生し、その遺産分割の手續がなされる前に、一部の相続人あるいは第三者によって、勝手に遺産に属する財産が処分されてしまった場合、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産分割

特集 改正民法(相続法)施行直前整理

②事例で確認 改正法に対応した相続相談対応



具体的な方法としては、①遺

成に当たっては、遺留分権利者の遺留分(遺留分割合は、直系尊属のみが相続人の場合は三分の一、その他は二分の一。改正法一〇四二条)に配慮する必要があります。

準備しておくという方法も考えられます。

また、改正法においては、遺留分侵害額請求権は金銭債権となり、②長男に資産のほとんどを与える内容の遺言を作成したうえで、将来の遺留分侵害額請求権の行使に備え、相続させる資産のなかに、遺留分権利者に対して遺留分侵害相当額を支払えるだけの金銭(現金・預貯金)を含める、または、長男が予め自らの財産で、金銭を準備しておくという方法も考えられます。

解説



Answer

遺留分の問題が生じるので、遺留分侵害額請求権の行使を想定した対策が必要です。



事例1

「長男に資産のほとんどを与える遺言を作っておきたい」というAさんから、遺言を書くにあたり、何か気をつけることはあるかと相談を受けました。どのようなことをアドバイスすればよいですか。

言のなかで、遺留分権利者に対しても、遺留分侵害相当額の財産を相続させる内容の遺言にすることが考えられます。

さらに、遺留分算定のための財産の価額の算定について、改正法では、相続人に対する生前贈与は、相続開始前一年間にされた特別受益に該当する贈与に限り、加算の対象とすることになりましたので(改正法一〇四四条一項・三項)、③遺言とは別に、早めに長男に生前贈与を行い、その後、Aさんが一〇年を超えて長生きすれば、より多く長男に資産を残せることとなります(ただし、贈与税等の問題については別途検討が必要)。

いずれの方法がよいかは、Aさんおよび長男の資産の状況(遺留分侵害相当額を支払えるだけの金銭が準備できるか)、Aさんの健康状態、長男に資産のほとんどを与える理由(事業承継等)等を踏まえて判断することになるでしょう。



事例 2

「相続財産の遺産分割前に、相続人である長女が不動産を処分し、代金を取得してしまった。この場合遺産分割はどうなるのか」と他の相続人から聞かれました。どのように答えたらよいでしょうか。



Answer

長女が処分した不動産の価額分も遺産に含まれるものと考えて、遺産分割ができると説明することになります。

解説

遺産に属する不動産を相続人が処分しようとする場合には、その手続きにおいて、基本的には相続人全員の署名押印が必要となりますし、預貯金の払戻しに關しても、平成二八年一二月

一九日の最高裁の決定に従えば、各共同相続人による単独での権利行使が禁じられ、相続人全員による払戻手続が必要となります。したがって、遺産分割の手続きがなされる前に、一部の相続人が勝手に遺産に属する財産を処分してしまうことは、実際上は、容易ではありません。しかし、親族である他相続人が勝手に印鑑を持ち出して手続

きをしてしまうケースもあり得ますし、その場合、共同相続人間での遺産分割は、勝手に処分された残りの遺産の価額を前提に、遺産分割をせざるを得ない場合も多いといえます。

その場合、勝手に遺産に属する財産を処分してしまった相続人が、その処分によって得た利益分だけ他の相続人に比べて得をする結果となりますが、現行法の解釈下では、他の共同相続人においてその是正方法として、財産を処分してしまった相続人に対して、不当利得の返還請求や不法行為による損害賠償請求といった請求をとったとしても、勝手に処分された財産を

含めた本来の遺産の価額を基準とした相続分を回復できない場合もあり得ました。

しかし、今般の相続法の改正により、共同相続人のうちの一部の相続人によって、遺産に属する財産が処分された場合、当該処分をなした相続人以外の相続人全員の同意で、当該処分された財産が遺産分割時に遺産として存在するものとみなすことができることされました。相続人間で遺産分割をなすにあたっては、処分がされる前の、本来の遺産全部の価額をもとに遺産分

割がなされ、遺産分割協議のなかで、各共同相続人は本来の遺産全部を基準とした相続分を取得し、当該処分をなした相続人についても処分により得た利益分を含めて本来の相続分までしか取得できないよう、公正な分割ができるようになりました。

なお、処分された財産を遺産とみなすためには、処分をなした相続人以外の共同相続人全員が当該財産を遺産に含めることを合意する必要がありますので、注意しましょう。



事例 3

Aの介護を、Aの亡長男の妻Bが行ってきたところ、Aが亡くなりました。Bから、「私は遺産をもらえないのか」とたずねられました。どのように説明すればよいでしょうか。



Answer

特別寄与料について説明し、金銭を請求できる可能性について伝えることとなります。

解説

相続人が、被相続人の療養看護等を行って、被相続人の財産

の維持や増加に「特別の寄与」をしたと認められる場合には、寄与分が与えられ、相続分が増

公認会計士監査に備える 関連当事者取引の 理解と対応

① 関連当事者取引とは

「関連当事者取引」とは、子会社や役員といった会社と密接な関係にある関連当事者と会社との取引をいい、対価の有無にかかわらず、会社の資産や負債、損益に関わるすべての取引が該当します。また、関連当事者が第三者のために会社との間で行う取引や、会社と第三者との間の取引について関連当事者が会社に重要な影響を及ぼしているものも含まれます。

関連当事者との取引にあたり

ては、例えば親会社と子会社の関係や会社と役員の関係では、一方が相手方に重要な影響力をもつことが想定され、資産の流用や不適切な利益での取引といった会社に損害を与える取引や、決算の粉飾といった不正の財務報告につながる関連当事者との取引となる可能性が高くなります。

このことから、関連当事者との取引を管理することは組織経営においてきわめて重要な事項であり、JAにおいても同様です。

〈関連当事者取引の判定〉

関連当事者取引の管理は、企

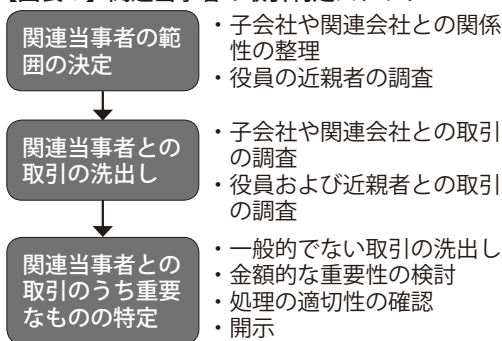
業会計基準第一一号「関連当事者の開示に関する会計基準」（平成二八年二月一六日企業会計基準委員会（以下、「会計基準」という）および企業会計基準適用指針第一三号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（平成二〇年二月二六日企業会計基準委員会（以下、「適用指針」という）に照らして行われることとなります。

会計基準では、**図表1**のようなステップで関連当事者取引かどうかの判定を行います。

まず誰があるいはどの会社が

関連当事者に該当するか、という関連当事者の範囲を決定し、次にその関連当事者との取引を

【図表1】関連当事者の取引判定ステップ



有限責任監査法人トーマツ
JA支援室 シニアマネジャー 公認会計士
岡田 裕人



2005年監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）入所。JAグループの内部管理態勢高度化支援業務、経済事業収支改善支援業務、各種研修講師等に従事するほか、地域金融機関および上場企業等の会計監査、地域金融機関に関連したコンサルティング業務、農業法人設立支援業務等に従事。

【図表2】開示事項の比較

| | 財務諸表等規則 (有価証券報告書：上場会社等) | 会社計算規則 (計算書類：一般事業会社) | 農協法施行規則 (計算書類) |
|---------|---|---|---|
| 関連当事者取引 | <ul style="list-style-type: none"> ☑当該関連当事者が会社等の場合 ・名称、所在地、資本金または出資金、事業の内容・議決権割合 ☑当該関連当事者が個人の場合 ・氏名、職業、議決権割合 ☑会社と関連当事者との関係 ☑取引の内容 ☑取引の種類別の取引金額 ☑取引条件および取引条件の決定方針 ☑取引により発生した債権・債務の期末残高 ☑取引条件の変更に関する事項 ☑関連当事者に対する債権が不良債権の場合 ・貸倒引当金残高、貸倒引当金繰入額、貸倒損失等 ☑関連当事者に対する貸倒引当金以外の引当金 | <ul style="list-style-type: none"> ☑当該関連当事者が会社等の場合 ・名称、議決権割合 ☑当該関連当事者が個人の場合 ・氏名、議決権割合 ☑会社と関連当事者との関係 ☑取引の内容 ☑取引の種類別の取引金額 ☑取引条件および取引条件の決定方針 ☑取引により発生した債権・債務の残高 ☑取引条件の変更に関する事項 | 該当なし |
| 貸借対照表 | ☑関係会社に対する資産・負債の残高 | <ul style="list-style-type: none"> ☑関係会社に対する金銭債権または金銭債務の残高 ☑取締役、監査役および執行役に対する金銭債権または金銭債務の総額 ☑親会社株式の金額 | <ul style="list-style-type: none"> ☑子会社等に対する金銭債権または金銭債務の残高 ☑役員との間の取引による役員に対する金銭債権または金銭債務の総額 |
| 損益計算書 | ☑関係会社に対する売上高・営業費用・営業外損益の額 | ☑関係会社との営業取引による取引高の総額および営業取引以外の取引による取引高の総額 | ☑子会社等との事業取引による取引高の総額および事業取引以外の取引による取引高の総額 |
| 附属明細書 | 該当なし | ※会計監査人設置会社以外の会社は注記を省略し、附属明細書に記載することも認められる。 | ☑子会社等との間の取引ならびに子会社等に対する金銭債権および金銭債務の明細 ☑役員との間の取引（役員が第三者のためにするものを含む）の明細 |

洗い出したうえで、その取引のうち重要なものが適切に処理されているかを確かめます。そのうえで、必要な事項について開示することを求めています。

なお、この会計基準および適用指針は関連当事者取引の開示に関するものであり、JAがその開示に関して準拠する農協法施行規則は、関連当事者取引に関する開示事項を財務諸表等規則や会社計算規則よりも限定している（図表2）ことから、これまで、JAでは関連当事者取引について必ずしも十分な管理が行われていなかった可能性もあります。

しかし、開示事項であるかどうかに関わらず、関連当事者との取引は前記のとおり、「組合の損害」や「不正の財務報告」につながるというリスクが高いものであり、JAにおいても関連当事者の範囲および関連当事者との取引内容を継続的に把握し管理する必要があります。

また、会計監査および業務監査、すなわちJAの公認会計士

監査や監事監査、内部監査においても、関連当事者との取引のリスクに対して適切に対応することが求められます。

2 関連当事者の範囲

会計基準では、「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等と定義され、次に掲げる者が該当します。

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 決算書作成会社と同一の親会社をもつ会社（兄弟会社）
- ④ その他の関係会社ならびに当該その他の関係会社の親会社および子会社
- ⑤ 関連会社および当該関連会社の子会社
- ⑥ 決算書作成会社の主要株主およびその近親者
- ⑦ 決算書作成会社の役員およびその近親者